

第 5 回意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点

項 番	対象項目	ページ 番号	いただいた御指摘	対 応
1	本文全体 事例全体	P1 P4 P17	「74.5.3.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例」の事例（以下「事例」という。）において、いずれも操作画像のみが取り上げられていることから、この改訂意匠審査基準案が操作画像にのみ適用されるのか、表示画像にも適用されるのかが不明確である。	ご指摘を踏まえ、本文 74.5.3 における、冒頭の「画像を含む意匠」との記載の後に、「（意匠法第 2 条第 1 項及び第 2 項により認められるもの全て。）」との記載を追加いたします。 また、事例②の「公然知られた意匠 1」及び事例⑧の【事例 2】の「出願の意匠」を、表示画像とする新たな事例に差し替えます。
2	74.5.3.2 事例全体	P1 P4 P5 P6	「当該分野においてよく見られる改変」について、本文及び事例の一部においても記載があるが、依然として当該定義が明確であるとは言いがたい。本文に、より具体的な説明を追加するとともに、かかる改変の加えられた事例の更なる追加を希望する。	ご指摘を踏まえ、本文 74.5.3.2 の「（1）画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例」の欄の記載を、より具体的かつ詳細な記載といたします。 また、事例②を新たに差し替え、事例③及び事例④の一部を修正して、いずれも「よく見られる改変」が加えられた場合の事例といたします。
3	74.5.3.4	P2	「独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性の発現に係る特徴記載書や意見書の記載を参酌することができる」との記載を、「（前略）参酌する。」との記載に修正すべき。	ご指摘を踏まえ、当該箇所の記載を、「独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。」との記載に修正します。
4	74.5.3.4	P2	「独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性の発現に係る特徴記載書や意見書の記載を参酌することができる」との記載について、その主張の内容が、出願当初から想定されないような、後出しの主張である場合を危惧する。	ご指摘を踏まえ、当該箇所を、「独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。」との記載に修正するとともに、「ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。」との記載を追加いたします。

5	74.5.3.4	P2	「独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性の発現に係る特徴記載書や意見書の記載を参酌することができる」との記載について、「独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性」は、特徴記載書や意見書の記載が無くとも、審査官が認定することができるものなのではないか。	ご指摘を踏まえ、当該箇所の記載を、「独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。」との記載に修正します。 一方、そのような着想や独創性が、出願当初の願書や願書に添付した図面の記載において表されている場合であっても、特徴記載書や意見書における出願人・代理人の主張が無ければ、それを看過してしまう場合も考えられることから、上記の記載に続けて「ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。」と記載することとします。
6	事例②	P4	既存の事例②について、実際の事案において、各画像の具体的な機能を認定して判断を行う際は、この事例における「出願の意匠」のような配置にすることが、容易に創作することができたものであるとはいえないケースがあるのではないかと。	ご指摘を踏まえ、事例②を、新たな事例に差し替えます。
7	事例⑤の【事例 3】 【事例 4】	P9 P10	事例⑤の【事例 3】及び【事例 4】について、この説明文とレイアウトでは、いずれも「公然知られた画像」のみに基づき、その縦一列の選択ボタンの配列を、横一列に並び替えて「出願の意匠」を創作した場合の事例であるとの誤解を生じるおそれがある。	ご指摘を踏まえ、判断の根拠がより明確になるよう、冒頭の説明文における「画像の構成要素（画像部品）」との記載を、「画像の構成要素（画像の構成部品）」と修正し、「公然知られた画像」を、引用箇所が分かりやすいものに差し替えるとともに、事例中の矢印を追加・修正いたします。
8	事例⑤の【事例 3】 【事例 4】	P9 P10	説明文における「当然の配置」との記載では、審査官の判断にばらつきが生じるおそれがある。	ご指摘を踏まえ、「当然の配置」との記載を「当然に思いつく配置」との記載に修正いたします。
9	事例⑧の【事例 2】	P17	事例⑧の【事例 2】は、既存の意匠登録例に近いものであることから、他の事例に差し替えるべき。	ご指摘を踏まえ、事例⑧の【事例 2】を、新たな事例に差し替えます。